

史跡 中里貝塚

整備基本計画

【第2回委員会資料】

東京都北区教育委員会

第1章 計画策定の経緯と目的

1-1	計画策定の経緯	3
1-2	計画の目的	3
1-3	計画の対象範囲	3
1-4	委員会等の設置	4
1.	中里貝塚整備基本計画策定委員会	4
2.	中里貝塚ワークショップ	6
1-5	上位関連計画	7

第2章 計画地の現状

2-1	自然的環境	11
1.	地形・立地環境	11
2.	気候	12
3.	植生	12
4.	景観	12
2-2	歴史的環境	14
1.	旧石器・縄文時代	14
2.	弥生・古墳時代	14
3.	奈良・平安時代～中世・近世・近代	14
4.	北区内の指定文化財	17
5.	周辺の縄文時代中期主要遺跡分布	19
2-3	社会的環境	20
1.	北区の概要	20
2.	周辺土地利用	21
3.	法規制	25
4.	史跡の活用状況	31

第3章 史跡の概要および現状と課題

3-1	史跡の概要	37
1.	指定範囲・面積	37
2.	土地所有状況・公有化の経緯	38

3. 調査の概要	39
3-2 史跡中里貝塚の本質的価値の把握	42
3-3 課題の整理	

第4章 基本理念・基本方針の策定

4-1 基本理念及び整備目標の設定	
-------------------	--

第5章 整備基本計画の策定

5-1 ゾーニング・全体配置計画	
5-2 段階的整備の考え方	
1. 短期的整備段階	
2. 長期的整備段階	
5-3 遺構保存に関する計画	
5-4 施設等整備計画	
1. 管理施設および便益施設計画	
2. 園路・広場及び動線計画	
3. 設備計画	
4. 造成計画	
5-5 修景および植栽に関する計画	
5-6 周辺地域の環境保全に関する計画	
5-7 地域全体における関連文化財との有機的な整備活用に関する計画	
5-8 整備事業に必要な調査等に関する計画	
5-9 公開・活用に関する計画	
5-10 管理運営に関する計画	
5-11 事業計画	

広場完成イメージパース	
-------------	--

参考文献一覧

図表出典



第 1 章 計画策定の経緯と目的

第1章 計画策定の経緯と目的

1-1 計画策定の経緯

東京都北区に所在する中里貝塚は、縄文時代中期から後期初頭にかけて当時の海岸線に形成された大型の貝塚である。平成8年（1996）の発掘調査が端緒となり、中里貝塚は縄文時代の生産や社会的分業、社会の仕組みを考える上で重要な遺跡であるとして、平成12年（2000）、国史跡に指定された。

最初の史跡指定から20年近くが経過する中で、北区教育委員会は中里貝塚の歴史的価値を再評価し、その価値を広く周知することを目的として、平成29年度に『史跡中里貝塚 総括報告書』を刊行した。また、令和2年度に、史跡指定地は「中里貝塚史跡広場」の暫定的な整備にとどまっており、十分な整備活用が図られていない状態であることから、中里貝塚の価値を高め、適切に保存・継承し、史跡を活かしたまちづくりを推進していくため、『史跡中里貝塚 保存活用計画』を策定した。保存活用計画に定められた事項を実現するために、より具体的な整備方針、管理方針定めた整備基本計画を策定することとなった。

1-2 計画策定の目的

本計画は、中里貝塚のこれまでの調査成果や現地の状況等を再確認することで、中里貝塚の本質的価値を踏まえ、それらの価値を適切に保存・整備していくための整備方針や方法等を定めることを目的とする。

1-3 計画の対象範囲

中里貝塚は、東京都北区上中里二丁目に位置する。JR京浜東北線・新幹線車両基地と尾久操車場、宇都宮・高崎線などの線路群に挟まれる形となっている。貝層の分布は、当時の海岸線に形成された大型の貝塚であるため東西に長く、貝層の中心部から北側に離れると貝層の堆積が徐々に薄くなっていく。保存活用計画において、現在史跡指定されている「体験エリア（中里貝塚広場）」「見学エリア（上中里2丁目広場）」は、2つに分かれているが、これらは北区飛鳥山博物館も一体的に活用していくことが望ましいと位置づけられている。よって、本計画の対象範囲は、史跡指定地及びその周辺地域と北区飛鳥山博物館のエリアを本計画の対象範囲とする。



図 計画の対象範囲（保存活用計画で定められたエリア）

1-4 委員会等の設置

1. 中里貝塚保存活用計画策定委員会

本計画の策定にあたり、「中里貝塚整備基本計画策定委員会（以下、「委員会」という）」を設置し、史跡の本質的価値の整理や整備活用の方向性等の検討を行った。委員会は各分野の専門家や地元自治会、公募区民、関係団体や関係機関の代表者から構成され、文化庁文化財第二課、東京都教育庁地域教育支援部管理課もオブザーバーとして出席し、指導や助言を受けた。委員会の構成と経過は次の通りである。

①委員会の構成 委員

更新予定

氏名	所属名等	備考
阿部 芳郎	明治大学教授（考古学）	
石川 日出志	明治大学教授（考古学）	
吉村 晶子	千葉工業大学教授（都市計画）	平成29・30年度
	名城大学教授（都市計画）	令和元年度
松本 晴光	昭和町地区自治会連合会会長	
議波 壽男	昭和町地区自治会連合会監事	（松本会長代理）
山田 和夫	上中里貝塚町会会長	
堀江 正郎	北区観光ボランティアガイド代表	
佐々木 富美子	公募（北区在住）	
山口 宗彦	区立滝野川第五小学校長	

オブザーバー

山下 信一郎	文化庁文化財部記念物課主任文化財調査官	平成29・30年度
野木 雄大	文化庁文化財第二課（※）文部科学技官	平成30年度・令和元年度
伊藤 敏行	東京都教育庁地域教育支援部管理課統括課長代理	

※文化庁の組織改編に伴い変更（文化財部記念物課→文化財第二課）

北区関係理事者

筒井 久子	政策経営部企画課長	
雲出 直子	政策経営部広報課長	平成29・30年度
古平 聡	同上	令和元年度
馬場 秀和	地域振興部副参事（観光振興担当）	
寺田 雅夫	まちづくり部都市計画課長	平成29年度
丸本 秀昭	同上	平成30年度・令和元年度
佐藤 信夫	土木部土木政策課長	平成29年度
岩本 憲文	同上	平成30年度・令和元年度
佐野 正徳	土木部道路公園課長	平成29・30年度
杉戸 代作	同上	令和元年度

教育委員会

②委員会の経過

第 1 回委員会：令和 2 年（2020） 7 月●日
・委員長選任

第 2 回委員会：令和 2 年（2020） 8 月 3 日
・史跡の現状と課題
・史跡整備の基本方針

第 3 回委員会：令和 2 年（2020） 9 月●日
・
・

第 4 回委員会：令和 2 （2020） 11 月●日
・
・

第 5 回委員会：令和 3 年（2020） 2 月●日
・
・
・

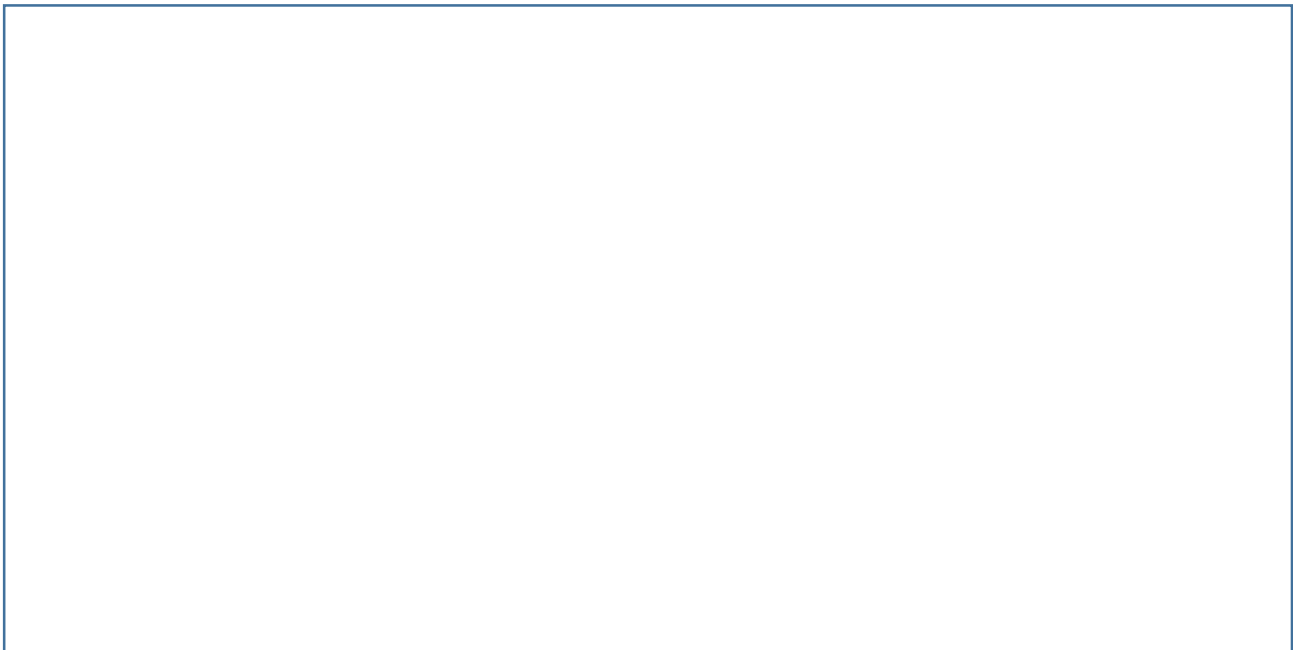


写真 委員会の開催風景

2. 中里貝塚ワークショップ

委員会での整備基本計画策定と並行して、公募区民によるワークショップを実施した。これは、史跡の活用に向けて、地域住民の参画が欠かせないことから、研究エリア（北区飛鳥山博物館）、体験エリア（中里貝塚史跡広場）、見学エリア（上中里2丁目広場）について地域住民の意見を集約し、計画に反映させることでより実行性のある整備基本計画を作成することを目的としている。ワークショップの経過は以下の通りである。

① ワークショップの経過

第1回ワークショップ：令和2年8月2日

- ・ワークショップの目的、内容、スケジュール等の確認
- ・過去に実施したワークショップの内容の共有
- ・中里貝塚史跡広場に関する意見交換

類似史跡広場の現地視察：令和2年8月30日

- ・類似史跡「〇〇史跡」「〇〇史跡」の視察

第2回ワークショップ：令和2年（2020）9月6日

- ・整備プラン3案に関する意見交換

第3回ワークショップ：令和2年（2020）10月4日

- ・整備する施設のデザインや仕様に関する意見交換

第4回ワークショップ：令和2年（2020）11月29日

- ・基本計画（案）概要の報告
- ・中里貝塚史跡広場基本計画図の報告

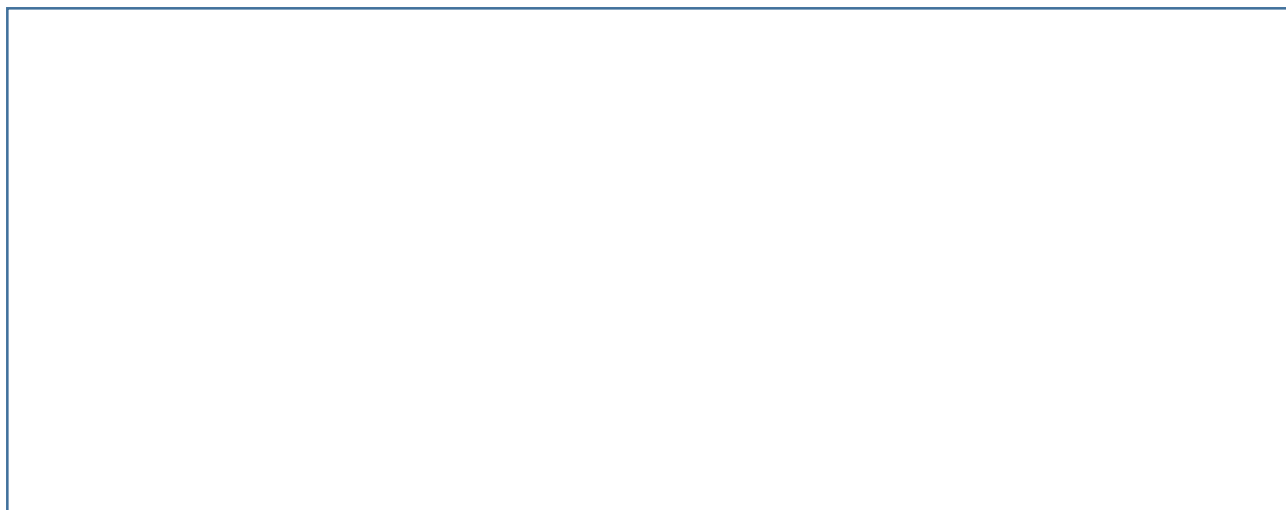


写真 ワークショップの開催風景

1-5 上位関連計画

1. 『北区基本計画 2020』（令和2年3月）

北区基本構想では、「健やかに安心してくらせるまちづくり」、「一人ひとりがいきいきと活動するにぎわいのあるまちづくり」、「安全で快適なうるおいのあるまちづくり」の3つの基本目標と、25の施策が示された。25の施策のうち、(2-1) 地域産業の活性化、(2-3) 個性豊かな地域文化の創造、(2-4) 生涯学習の推進、(3-6) うるおいのある魅力的な都市空間の整備の4つが歴史や文化に関わるものとなっている。

計画年度	・令和2年度から令和11年度
将来像	ともに作り未来につなぐ ときめきのまち— 人と水とみどりの美しいふるさと北区
基本目標	1 健やかに安心してくらせるまちづくり 2 一人ひとりがいきいきと活動するにぎわいのあるまちづくり 3 安全で快適なうるおいのあるまちづくり

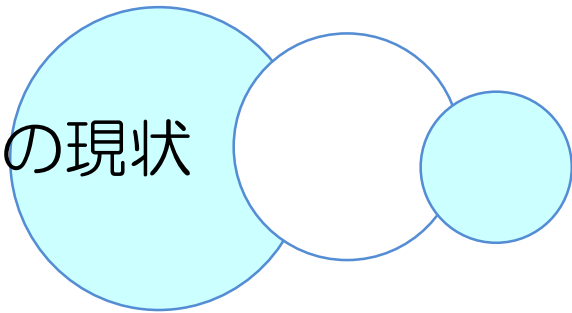
2. 『北区教育ビジョン 2020』（令和2年3月）

『北区教育ビジョン 2020』は、今後5年間に重点的に取り組むべき学校教育分野、生涯学習分野の基本的な方向性と主な施策を示すものである。

『北区教育ビジョン 2020』では、施策展開の3つの柱と14の取組の方向を整理しており、「Ⅲ 学び合う絆をつくる」の柱において、「14 文化・芸術活動を振興する」が、歴史や文化に関わる取組の方向となっており、その重点事業の1つに「史跡のまち・北区」のPRを位置づけている。

3つの柱	I 学びの基盤をつくる II 豊かな教育環境をつくる III 学び合う絆をつくる
取組の方向	1 0歳からの育ち学びを支える 2 確かな学力を保証する 3 豊かな心を育む 4 健やかな体を育てる 5 共に学び合い、共に成長する力を育てる 6 グローバル会社で活躍できる子どもを育てる 7 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を伸ばす 8 学校の教育力・経営力を高める 9 質の高い学校教育を支える施設設備等を整備する 10 安全・安心で豊かな教育環境を整備する 11 家庭の教育力の向上を支援する 12 地域の教育力の向上を支援する 13 生涯にわたる一人ひとりの主体的な学びを支援する 14 文化・芸術活動を振興する

第2章 計画地の現状



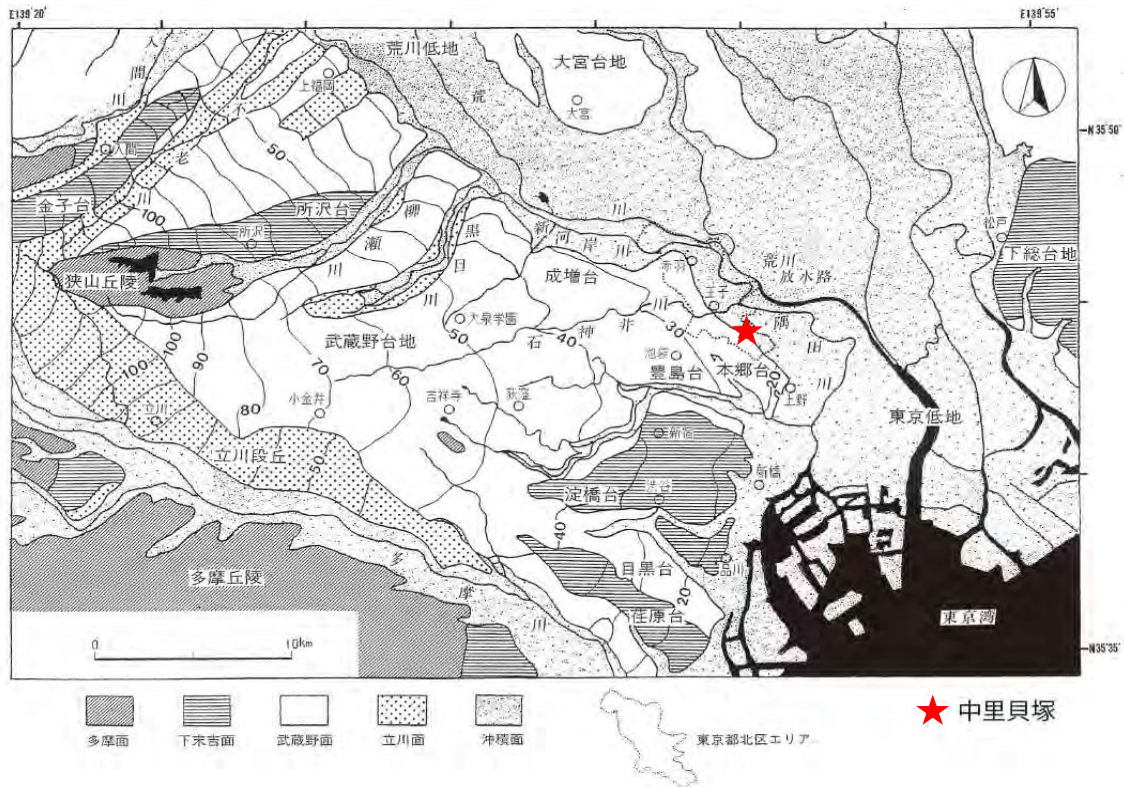
第2章 計画地の現状

2-1 自然的環境

1. 地形・立地環境

中里貝塚は、武蔵野台地と千葉県側の下総台地の間にある極めて幅広い沖積地である。この地形は元々最終氷期極相期に古荒川と古中川が合流していた古東京川により浸食された大きな谷地形で、後氷期における有楽町海進最盛期（約7千年前）に奥東京湾化した際に分厚な海成層（有楽町層）によって埋積された。

中里貝塚が立地する本郷台直下の東京低地には砂洲が形成され、2つの微高地が見られる。微高地はJR王子駅東方には飛鳥山微高地、JR田端駅北西には田端微高地と呼ばれる高まりである。



2. 気候

- 夏季は暑く多湿、冬季は寒く乾燥するという典型的な東日本型の太平洋側気候となっている。
- 平成30年の年平均気温は16.8℃、年最高気温は7月の39.0℃、年最低気温が1月の-4℃となっている。

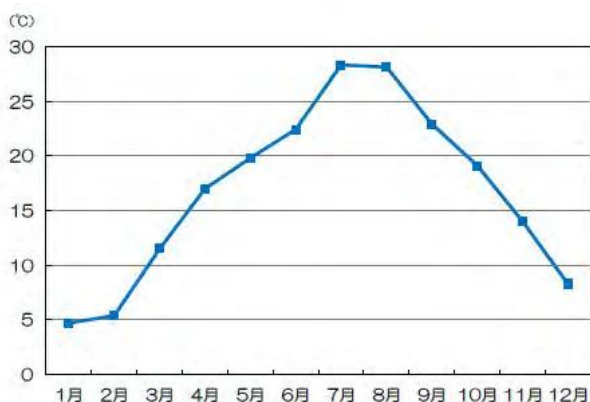


図 平成30年の東京の月別平均気温

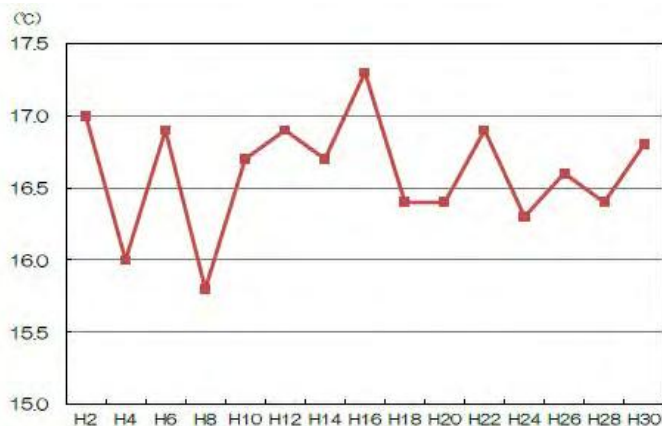


図 東京の年平均気温の推移

3. 植生

- 平成30年度の北区緑の実態調査報告書によると、北区飛鳥山博物館のある滝野川西地区は、重要種としてニッケイ、トサミズキ、キキョウ、タイワンホトトギス、シラン、キンラン、トウゴクシダ、アスカイノデ、ハリガワウラビ、アイナエ、アヤメ、ショウブ、ホンモンジスゲ、メアゼテンツキが確認されている。
- 中里貝塚史跡広場、上中里2丁目広場のある滝野川東地区は重要種としてイヌカタヒバ、シロヤマブキ、タイワンホトトギス、シラン、アヤメが分布しており、特定外来生物はオオカワヂシャ、オオキンケイギクが確認されている。

4. 景観

- 北区飛鳥山博物館のある滝野川西地区は、飛鳥山公園や旧古河庭園などの歴史的・文化的資源が多くみられ住宅地の中に歴史的資源・文化的資源、水やみどりなどの景観資源が点在している。歴史的資源として平塚神社、金剛寺などの寺社、西ヶ原一里塚などがある。
- 中里貝塚史跡広場、上中里2丁目広場のある滝野川東地区は歴史的資源の法音寺、東灌森稻荷神社がある。

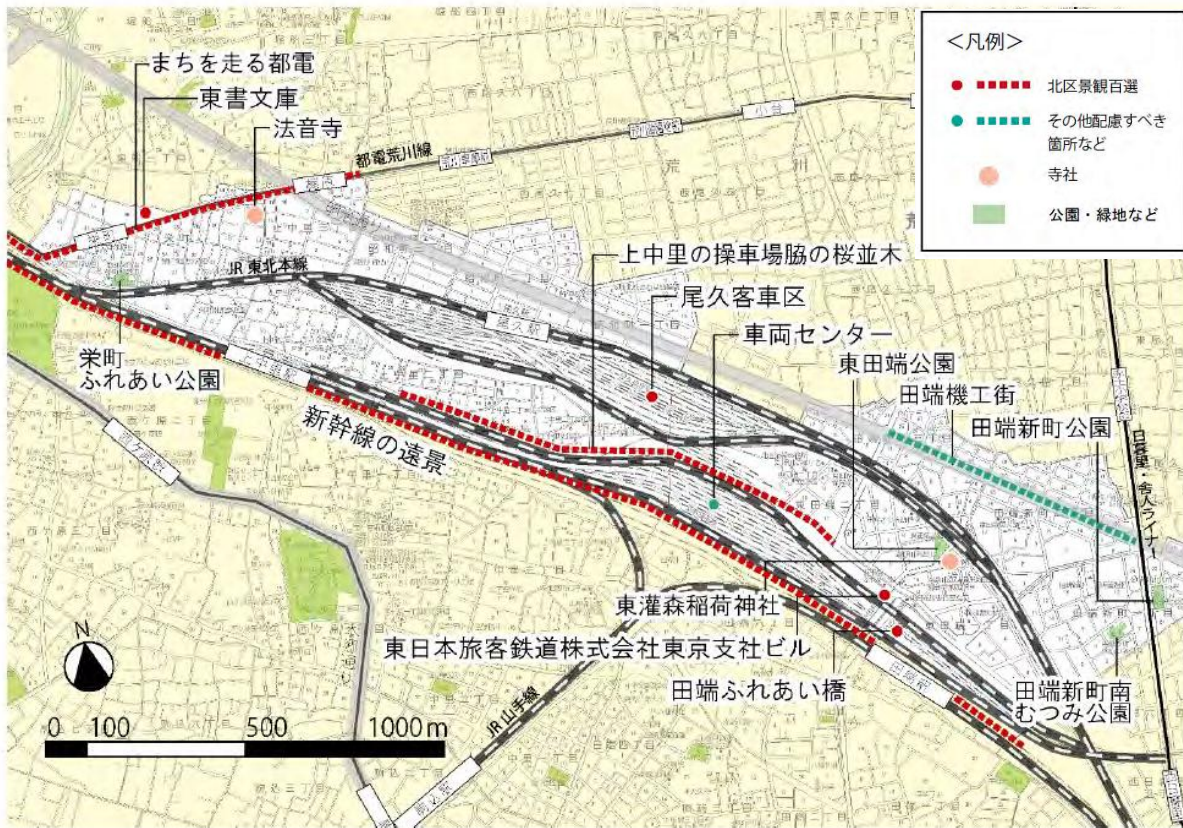


図 滝野川東地域の景観資源（景観計画より）

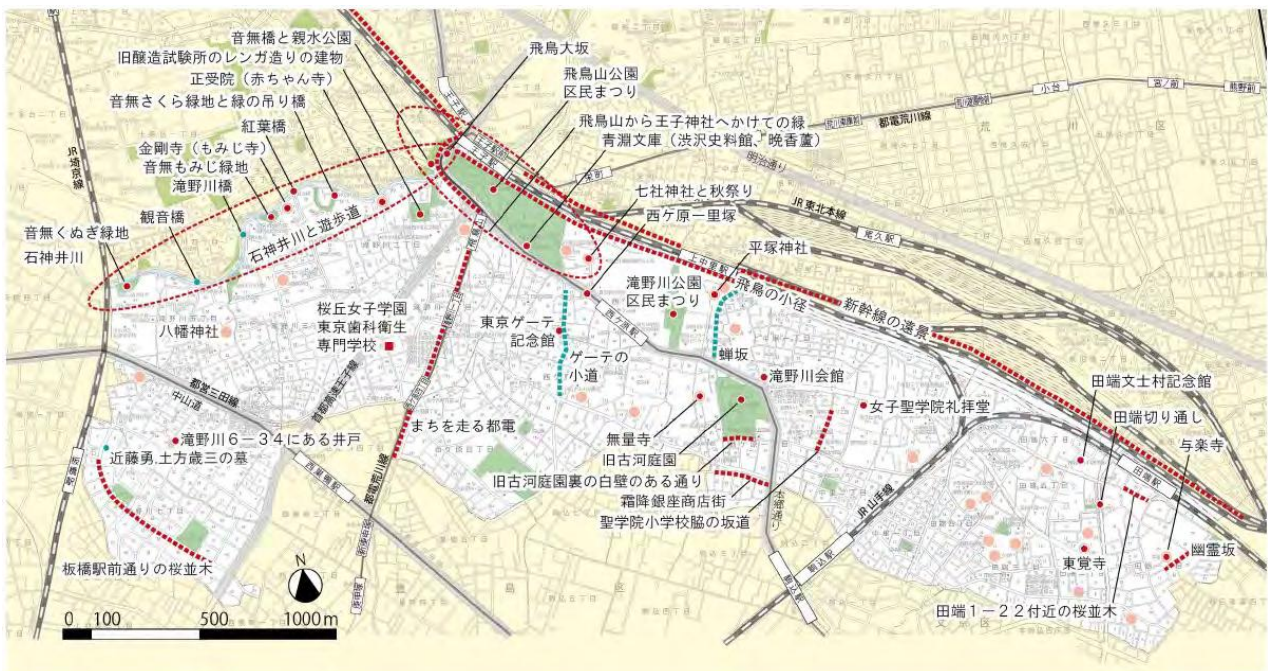


図 滝野川西地域の景観資源（景観計画より）

2-2 歴史的環境

1. 旧石器・縄文時代

旧石器時代の遺物が出土している遺跡は、御殿前遺跡・飛鳥山遺跡・田端町遺跡・田端西台通遺跡である。御殿前遺跡では、ナイフ形石器をはじめとする石器や火を焚いた痕跡を示す赤色化した礫（礫群）が集合して出土している。特筆されるのは有樋尖頭器と呼ばれる石器が発見され、有樋尖頭器の製作に関連する破片類も数多く出土しており、本郷台地上の貴重な事例である。

縄文時代草創期では土器は発見されていないが、草創期に特徴的な石器が西ヶ原貝塚で出土している。早期では燃糸文土器や条痕文土器が飛鳥山遺跡・御殿前遺跡・中里遺跡などで出土しており、遺構は御殿前遺跡で早期後半の炉穴3基が検出されている。

縄文海進最盛期の前期では、海岸線を見下ろす台地上には、飛鳥山遺跡で関山式期の貝塚、七社神社前遺跡で黒浜式期の貝塚や諸磯式期の径 200m規模の中央部に墓群を伴う環状集落などが営まれている。諸磯式期の墓塚から多量の浅鉢形土器や玦状耳飾が出土している。

前期末から中期にかけては寒冷化による小海退が進み、海進最盛期の海岸線は徐々に後退していった。中里貝塚に隣接する中里遺跡では、中期前半と推定されている丸木舟（東京都指定有形文化財）が田端微高地の砂層中から発見され、出土した多量の煤けた縄文土器や土器片錘、焼礫群などは、海岸線での活発な活動を物語っている。縄文人の居住地は、勝坂式期の七社神社裏貝塚や大蔵省印刷局内貝塚、加曽利E式期の御殿前遺跡など、台地上の集落であった。漁期には海岸線に下り立ち、採貝や採藻、漁撈を行ったと推測される。

後期には海退がさらに進み、中里遺跡では埋没林や泥炭層の堆積する湿地が確認されている。出土遺物は激減し、中期から後期初頭まで続いた海岸線での活動は終焉を迎える一方、台地上では学史上著名な西ヶ原貝塚（東京都指定史跡）が崖線の反対側の開析谷に面して馬蹄形貝塚を形成し、集落は晩期まで営々と存続する。近年、西ヶ原貝塚出土の土器から新たな製塩研究が進展している。ほかでは後期の称名寺式期から堀之内式期にかけて、御殿前遺跡・飛鳥山遺跡・七社神社裏遺跡・中里峡上遺跡などで竪穴建物や土坑から土器・石器・石棒・貝ブロックなどが出土しているが、その規模は大きくない。晩期の遺跡は、西ヶ原貝塚以外では中里貝塚から晩期の安行式土器が出土している。



図 中里貝塚と周辺の遺跡位置図（『史跡中里貝塚 総括報告書』 p. 13）

2. 弥生・古墳時代

稲作が開始される弥生時代前期の明確な遺跡は詳らかではないが、中期に入ると集落遺跡が登場する。戦前に発見された飛鳥山遺跡出土の土器は、山内清男によって「飛鳥山式」という土器型式が設定され、南関東で本格的な稲作社会が形成され始めた段階に位置づけられている。中期後半の宮ノ台式期には飛鳥山遺跡に環濠集落が営まれ、環濠の外側に方形周溝墓群が検出されている。同時期の集落遺跡は、南から荒川区道灌山遺跡・飛鳥山遺跡・亀山遺跡・赤羽台遺跡が台地上の端部に連なって分布している。そのうち道灌山・飛鳥山・亀山の3遺跡は、東京低地を見下ろす環濠集落である。

後期には集落数が増えその規模も大きくなる。中里貝塚周辺の台地上には、御殿前遺跡・七社神社前遺跡・田端西台通遺跡・田端不動坂遺跡など連綿と集落遺跡が分布し、なかでも御殿前遺跡を中心とする西ヶ原の集落規模は格段に大きい。御殿前遺跡では後期前半に環濠集落が造られ、環濠外に方形周溝墓群を有している。後期後半の弥生町式期にはさらに竪穴建物数は増加し、方形周溝墓・土壇から鉄剣や鉄釧など副葬品が発見されている。また、田端西台通遺跡の方形周溝墓からも鉄剣・鉄釧や多量のガラス小玉が出土しており特筆される。

後期末から古墳時代前期にかけては集落規模が縮小し、遺跡数も減少する。田端不動坂遺跡では、珠文鏡と呼ばれる小型の青銅鏡と勾玉・管玉・ガラス小玉など総数 140 点以上の玉類が土坑から一括出土し、4世紀後半にムラの廃絶にあたって行われた祭祀に伴う宝器と考えられている（東京都指定有形文化財）。当該地では、次の5世紀代の集落遺跡は確認されていない。また、当該期の古墳も未検出である。

古墳時代後期では、小規模ながら集落と古墳が発掘調査されている。集落遺跡は中里峽上遺跡だけであり、古墳は飛鳥山古墳群と田端西台通古墳群の2つの円墳群があげられる。集落の造営年代と古墳の築造年代は、いずれも6世紀末から7世紀前半にかけてであり、古墳の埋葬主体部が確認されたのは飛鳥山1号墳のみである。

3. 奈良・平安時代～中世・近世・近代

奈良時代直前の7世紀後半、御殿前遺跡一帯には武蔵国豊島郡衙が創建される。豊島郡衙は、平安時代前期の9世紀後半まで200年近く継続的に造営された古代律令期の地方官衙である。これまでの調査で郡庁や正倉院、館などの諸施設が発見されており、有数の郡衙遺跡として著名である。昭和58年に豊島郡衙が初めて発見された調査地点（現、北区防災センター、滝野川体育館、滝野川消防署）は、北区史跡に指定されている。また、郡衙の至近には中里峽上遺跡・田端西台通遺跡・田端不動坂遺跡の律令集落があり、郡衙の造営期間にほぼ併行する。田端西台通遺跡では、和同開珎が1点出土している。

豊島郡衙や集落遺跡が終焉を迎えた後の古代末期に相当する遺跡は明確ではないが、11世紀になると豊島郡を支配する中世領主・豊島氏が豊島郡衙の跡地周辺に本拠をおき、鎌倉時代へと移る。平塚神社周辺の台地上には、太田道灌が文明9年（1477）に落城させた豊島氏の居城・平塚城が築城されたと伝えるが、中世の溝址や地下式坑、板碑など大規模な発掘調査で検出されているものの城郭の実態は解明されていない。なお、崖線下の中里遺跡で出土した青磁・白磁など舶載磁器は、豊島氏を筆頭とする武士たちの存在を想像させる資料となっている。

戦国時代が終わり江戸時代になると、徳川将軍家の鷹場が設置された。御殿前遺跡の「御殿前」は小名であり、元は鷹狩の際に使用された御殿を意味するものである。また、飛鳥山が江戸の名所となったのは八代将軍徳川吉宗の桜植樹によることは良く知られ、整備された街道の日光御成道に西ヶ原一里塚（国史跡）が置かれた。王子・飛鳥山・滝野川は日本橋から約2里の距離にあり、江戸市中から日帰り可能な深谷美と桜の山で有名な名所として親しまれていった。

北区の地は幕末まで江戸北郊の農村に過ぎなかったが、明治以降急速に都市化が進み、千川上水・石神井川・荒川の水利によって近代産業が開花する。日本で最初の綿紡績工場あるいは抄紙会社や印刷局抄紙工場などが石神井川下流部に相次いで建設され、王子周辺に繊維・製紙・薬品などの諸工場が集積して近代産業発祥の礎を築いた。また、西ヶ原には樹木試験場や蚕病試験場、農事試験場など農業関係の研究機関が次々に開設され、近代農業技術の中心地であった。そして、飛鳥山から西ヶ原には近代の国指定文化財が点在することもこの地の特色になっている。旧渋沢家飛鳥山邸（晩香廬・青淵文庫）・旧醸造試験所第一工場の2つの重要文化財（建造物）に加え、旧古河氏庭園の名勝がある。



写真 西ヶ原貝塚



写真 御殿前遺跡



写真 飛鳥山1号墳



写真 西ヶ原一里塚



写真 旧渋沢家飛鳥山邸（晚香廬）



写真 旧渋沢家飛鳥山邸（青淵文庫）



写真 旧醸造試験所第一工場



写真 旧古河氏庭園

4. 北区内の指定文化財

北区には、国指定文化財 8 件、国認定重要美術品 1 件、国選定保存技術保持者 1 件、東京都指定文化財 7 件、北区指定文化財 35 件、北区台帳登録文化財 11 件があり、その内訳は以下の通りである。

表 指定文化財一覧

国指定文化財

名称	区分		指定年月日
西ヶ原一里塚	史跡		大正11年3月8日
奥山峰石（喜蔵）	重要無形文化財	工芸技術	平成7年5月31日
スタンホープ印刷機	重要文化財	歴史資料	平成10年6月30日
中里貝塚	史跡		平成12年9月6日 →平成24年追加指定
旧渋沢家飛鳥山邸 （晩香廬・青淵文庫）	重要文化財	建造物	平成17年12月27日
旧古河氏庭園	名勝		平成18年1月26日
近代教科書関係資料 内訳 教科書類、掛図、版画、版木	重要文化財	歴史資料	平成18年7月10日
旧醸造試験所第一工場	重要文化財	建造物	平成26年12月10日

国認定重要美術品

名称	区分	指定年月日
額面著色鬼女図	—	昭和9年9月

国選定保存技術保持者

名称	区分		指定年月日
小澤正実	選定保存技術	甲冑修理	平成10年6月8日

東京都指定文化財

名称	区分		指定年月日
西ヶ原貝塚	史跡（旧 旧跡）		平成11年3月3日 （大正8年10月）
飛鳥山碑 （旧 飛鳥山の碑）	有形文化財 （旧 旧跡）	古文書	平成8年3月18日 （大正9年3月）
多紀家墓所 附 金安氏墓5基 （旧 多紀桂山一族墓）	史跡（旧 旧跡）		平成23年6月9日 （昭和11年3月4日） →平成26年追加指定
王子神社のイチョウ	天然記念物		昭和14年3月
稲付城跡	旧跡		昭和36年1月31日
中里遺跡出土丸木舟	有形文化財	考古資料	平成16年3月10日
田端不動坂遺跡第17地点第8号土坑 出土遺物	有形文化財	考古資料	平成18年3月16日

北区指定文化財

名称	区分		指定年月日
王子田楽	無形民俗文化財	民俗芸能	昭和62年4月1日
御殿前遺跡	史跡		昭和62年4月1日
『若一王子縁起』絵巻（模本）	有形文化財	歴史資料	昭和62年6月30日
豊嶋村武藤家文書 附 複写資料	有形文化財	古文書	昭和63年11月14日
木造太田道灌坐像 附 厨子	有形文化財	歴史資料	平成元年1月25日
赤羽台第3号古墳石室	有形文化財	考古資料	平成元年1月25日

岩井家生活用具	有形民俗文化財		平成2年2月13日
紙本著色平塚明神并別当城官寺縁起 絵巻	有形文化財	歴史資料	平成3年2月22日
平塚神社文書	有形文化財	古文書	平成3年8月29日
十条富士塚	有形民俗文化財		平成3年11月11日
浮間村黒田家文書	有形文化財	古文書	平成4年3月11日
瀧野川村芦川家文書	有形文化財	古文書	平成5年1月12日
静勝寺除地検地絵図・古文書	有形文化財	古文書	平成5年10月25日
王子村真壁家文書	有形文化財	古文書	平成6年4月12日
木造豊島清光坐像	有形文化財	歴史資料	平成6年11月22日
西蓮寺板碑群	有形文化財	歴史資料	平成7年7月24日
稲付の餅搗唄 附 餅搗用具一式	無形民俗文化財	民俗芸能	平成8年1月23日
阿弥陀三尊来迎画像夜念仏供養板碑	有形文化財	歴史資料	平成8年9月24日
豊島馬場遺跡出土ガラス小玉鋳型	有形文化財	考古資料	平成9年9月2日
赤紙仁王 (石造金剛力士立像)	有形民俗文化財		平成10年4月28日
東谷戸遺跡出土土偶	有形文化財	考古資料	平成10年10月13日
東京書籍株式会社附設教科書図書館 東書文庫 附 建築工事記録他35ミリフィルム	有形文化財	建造物	平成11年3月9日
旧松澤家住宅 附 倉屋	有形文化財	建造物	平成11年3月31日
七社神社前遺跡出土鉄釧	有形文化財	考古資料	平成11年10月4日
田端西台通遺跡出土鉄剣およびガラ ス小玉	有形文化財	考古資料	平成12年2月8日
王子村大岡家文書 附 典籍・絵画	有形文化財	古文書	平成12年4月11日
木造阿弥陀如来坐像	有形文化財	彫刻	平成13年4月10日
中里遺跡出土縄文土器	有形文化財	考古資料	平成13年4月10日
熊野神社の白酒祭 (オビシヤ行事)	無形民俗文化財	風俗慣習	平成14年4月9日
御殿前遺跡祭祀遺構出土土器	有形文化財	考古資料	平成14年4月9日
近藤勇と新選組隊士供養塔	有形文化財	歴史資料	平成15年12月10日
七社神社前遺跡土坑群出土資料	有形文化財	考古資料	平成15年12月10日
滝野川村榎本家文書 附 民俗資料	有形文化財	古文書	平成18年4月11日
田端富士三峰講祭祀具 附 関係文 書	有形民俗文化財		平成21年12月9日
高木助一郎日記	有形文化財	古文書	平成22年12月8日

北区台帳登録文化財

名称	区分		指定年月日
王子村大字豊島渡船場資料 附 箱1合	有形文化財	古文書	平成元年7月10日
青面金剛種子庚申待供養塔	有形文化財	歴史資料	平成3年7月4日
石造青面金剛立像	有形文化財	歴史資料	平成3年7月4日
庚申待供養石造地藏菩薩立像	有形文化財	歴史資料	平成4年1月13日
静勝寺近代文書	有形文化財	古文書	平成4年12月3日
山川城官一族墓碑群	有形文化財	歴史資料	平成21年10月5日
下村富田家文書	有形文化財	古文書	平成21年10月5日
浮間村立石(邦)家文書	有形文化財	古文書	平成21年10月5日
香取神社本殿	有形文化財	建造物	平成21年10月5日
阿夫利神社社殿 (熊野神社旧本殿)	有形文化財	建造物	平成21年10月5日
正光寺山門	有形文化財	建造物	平成22年11月11日

5. 周辺の縄文時代中期主要遺跡分布

武蔵野台地の北東側には荒川、南西側には多摩川が流れ、武蔵野台地を画するが、その荒川や多摩川、あるいは東京湾へと注ぐ、いくつもの中・小河川の流れが台地に谷を刻んでいる。それらの河川の多くは、扇状地形を成す武蔵野台地の内陸部に水源をもち、長いものでは流路延長が25kmを超えるものもある。

武蔵野台地では、こうした河川に沿うように、縄文時代中期の集落遺跡の分布がみられ、内陸部にまで及び広範に集落が展開している様子を窺える。

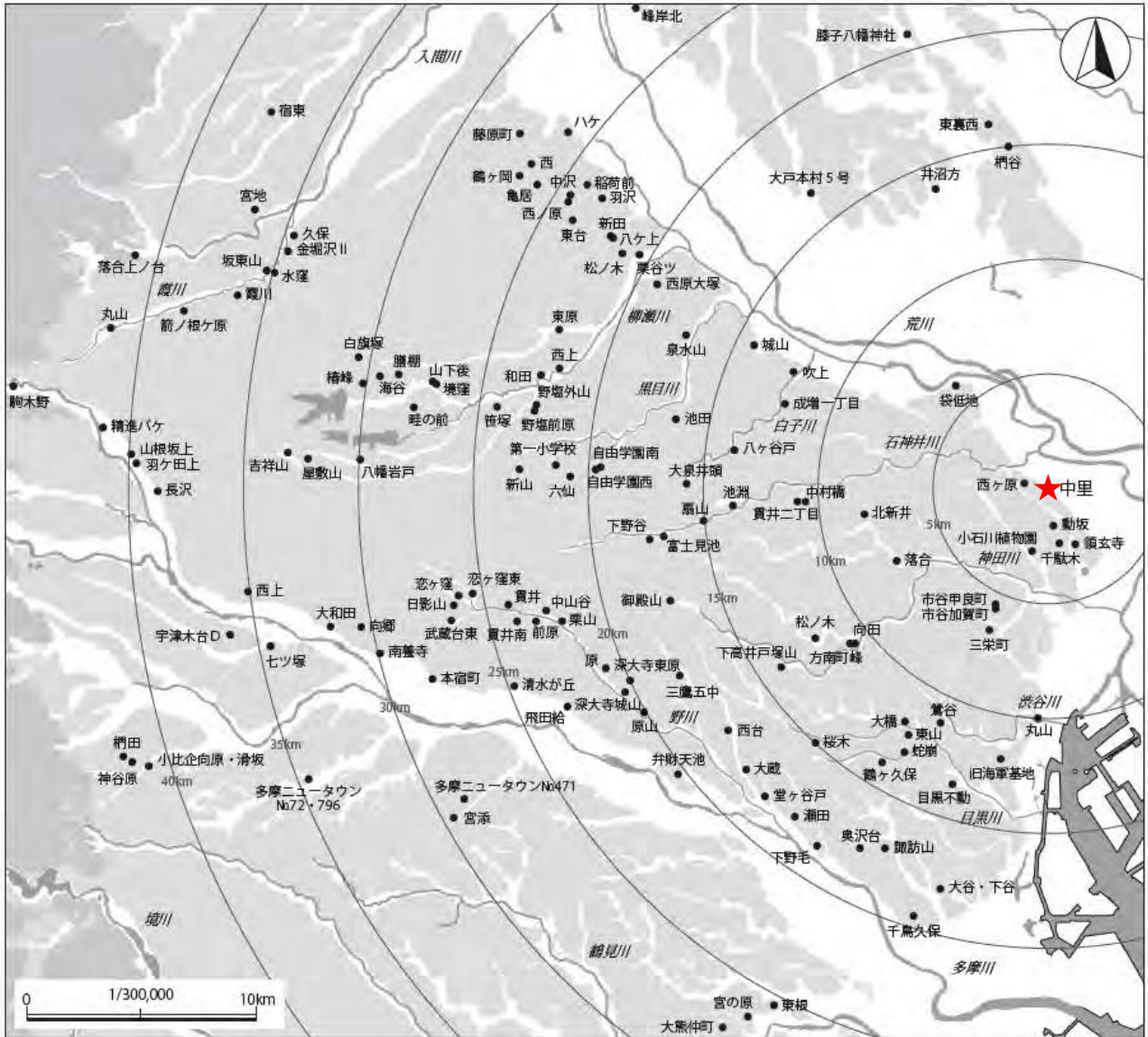


図 武蔵野台地及び周辺の縄文時代中期主要遺跡分布図

2-3 社会的環境

1. 北区の概要

(1) 人口

- 平成31年(2019)4月1日時点の人口は352,289人、世帯数は197,385世帯で、人口密度は17,093/km²となっている。
- 人口の推移に関しては、昭和55年(1980)以降は減少傾向だったが、2000年代からゆるやかな増加傾向に転じた

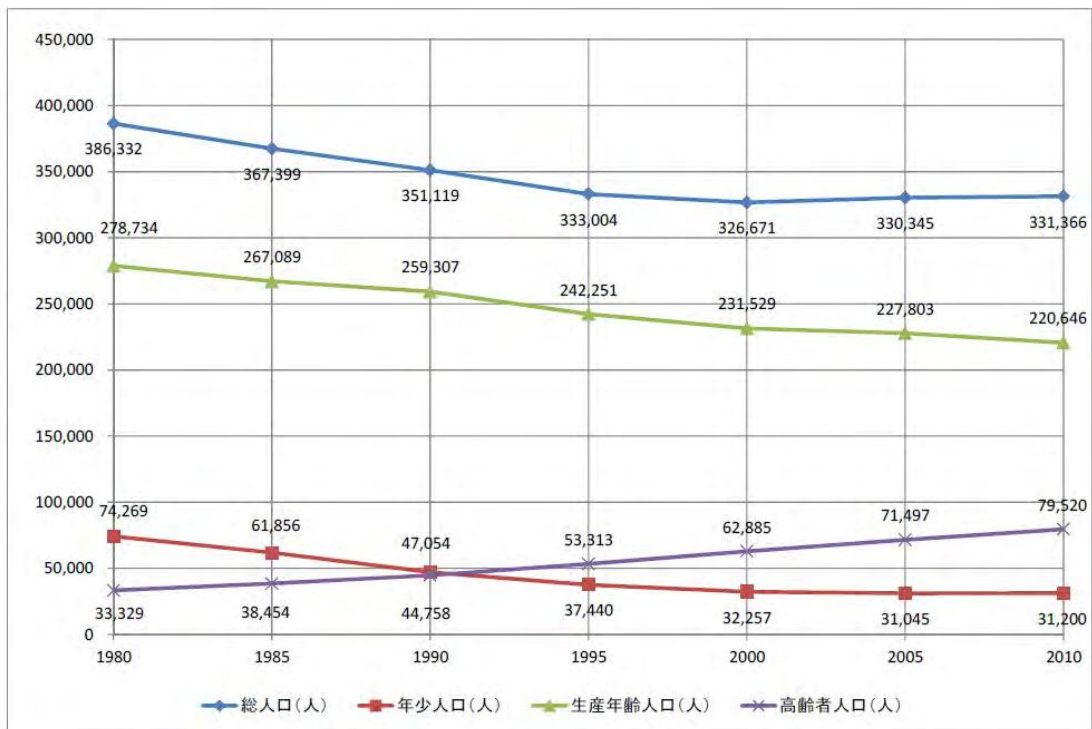


図 北区の人口推移 (『北区人口ビジョン』 p.2 より引用)

(2) 交通網

- 北区内の鉄道網・道路交通網は、JR線をはじめ、地下鉄やバスなど複数の公共交通機関が集まっており、都心へのアクセスが充実している。
- 主な路線としてJR京浜東北線、JR埼京線、JR山手線、JR宇都宮線・高崎線、JR湘南新宿ライン、東京メトロ南北線がある。
- 中里貝塚史跡広場、上中里2丁目広場までは、上中里駅から徒歩10分でアクセス可能である。
- 北区飛鳥山博物館までは、王子駅から徒歩5分でアクセス可能である。

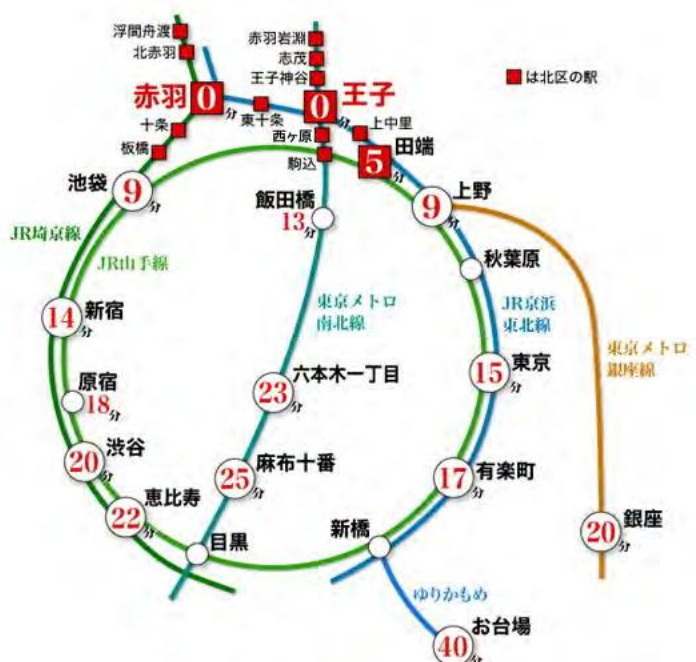


図 北区内周辺の路線図

2. 計画地周辺の土地利用

① 中里貝塚史跡広場

- ・ 周辺は住宅地とビルがあり、広場は現状金網柵で囲まれている。
- ・ 広場内には、史跡標柱、解説板、花壇がある。
- ・ 広場へ入る入り口は南、北、東の3か所ある。
- ・ 芝生地となっており、親子連れにも利用されている。



図 中里貝塚史跡広場写真位置図



① 史跡の解説サイン



② 史跡標柱



③ 倉庫



④ 周辺住宅地



⑤ 周辺住宅地



⑥ 広場

② 上中里2丁目広場

- 中里貝塚の解説板、史跡標柱が設置されている。
- 広場は現状金網柵や防球ネットで囲われている。
- 隣接する幼稚園の親子が待ち合わせ場所とするなど、一般的な公園としても利用されている。

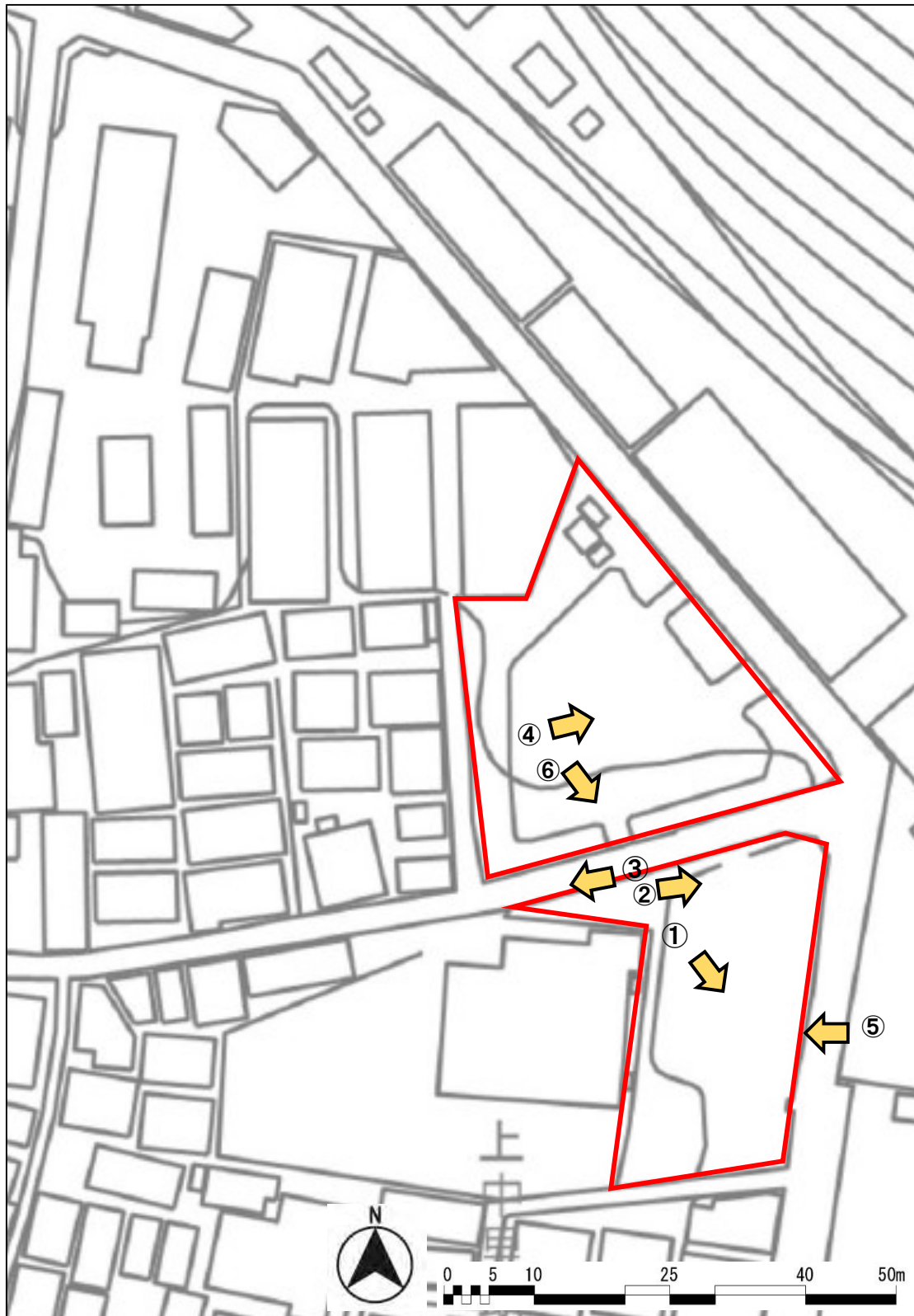


図 上中里2丁目広場写真位置図



① 既存樹木



② 公衆トイレ、水飲み



③ ゴミ箱



④ 広場



⑤ 史跡の解説サイン



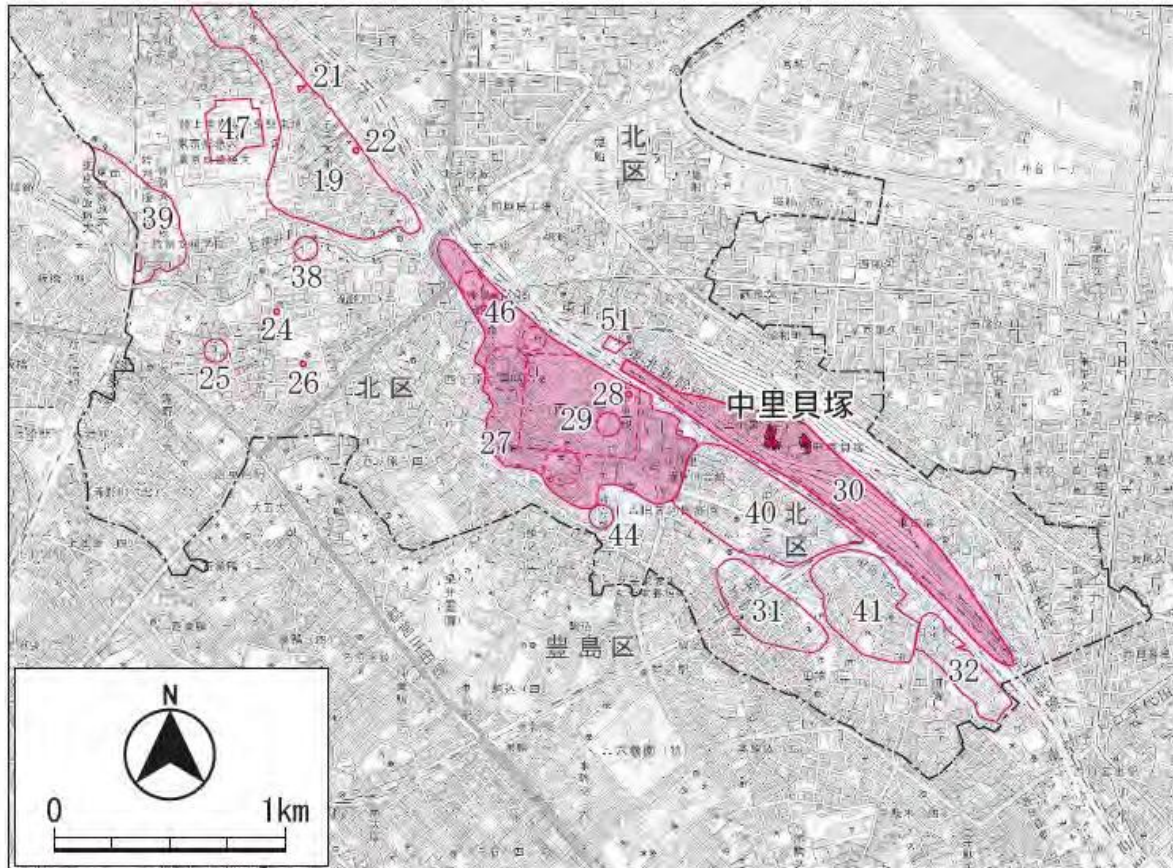
⑥ 照明灯、入口

3. 法規制

(1) 文化財保護法（史跡指定地、周知の埋蔵文化財包蔵地）

【担当窓口：北区教育委員会事務局教育振興部飛鳥山博物館事業係】

中里貝塚は平成12年（2000）9月6日に国史跡に指定され、平成24年（2012）9月19日に西側の一部が追加指定されている。指定地内は、文化財保護法125条において「その現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない」と定められている。また、指定地周辺は文化財保護法における周知の埋蔵文化財包蔵地（中里遺跡）となっており、開発行為等により土地の掘削を行う場合には、事前の通知・届出が義務づけられている。



包蔵地・遺跡名称

- | | | |
|---|---|---|
| <p>30 中里遺跡</p> <p>27 西ヶ原遺跡群</p> <ul style="list-style-type: none"> — 西ヶ原貝塚 — 御殿前遺跡 — 七社神社前遺跡 — 七社神社裏遺跡 — 飛鳥山遺跡 | <p>19 十条台遺跡群</p> <p>21 十条台小学校横穴墓</p> <p>22 王子稻荷裏古墳</p> <p>24 四本木稻荷古墳</p> <p>25 滝野川八幡社裏貝塚</p> <p>26 滝野川古墳</p> <p>28 甲冑塚古墳</p> <p>29 武蔵国豊島郡衙跡</p> <p>31 田端町遺跡</p> | <p>32 田端不動坂遺跡</p> <p>38 滝野川城跡</p> <p>39 下十条遺跡</p> <p>40 中里峽上遺跡</p> <p>41 田端西台通遺跡</p> <p>44 東谷戸遺跡</p> <p>46 飛鳥山古墳群</p> <p>47 十条久保遺跡</p> <p>51 栄町貝塚</p> |
|---|---|---|

図 中里貝塚周辺の埋蔵文化財包蔵地

(2) 都市計画法（用途地域、用途制限など）

【担当窓口：北区まちづくり部都市計画課】

北区は「東京都市計画区域」にあり、荒川・隅田川・新河岸川が市街化調整区域となっている以外は、全て市街化区域となっている。

史跡指定地周辺の用途地域は、準工業地域に指定されており、危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場は建てられない地域となっている。

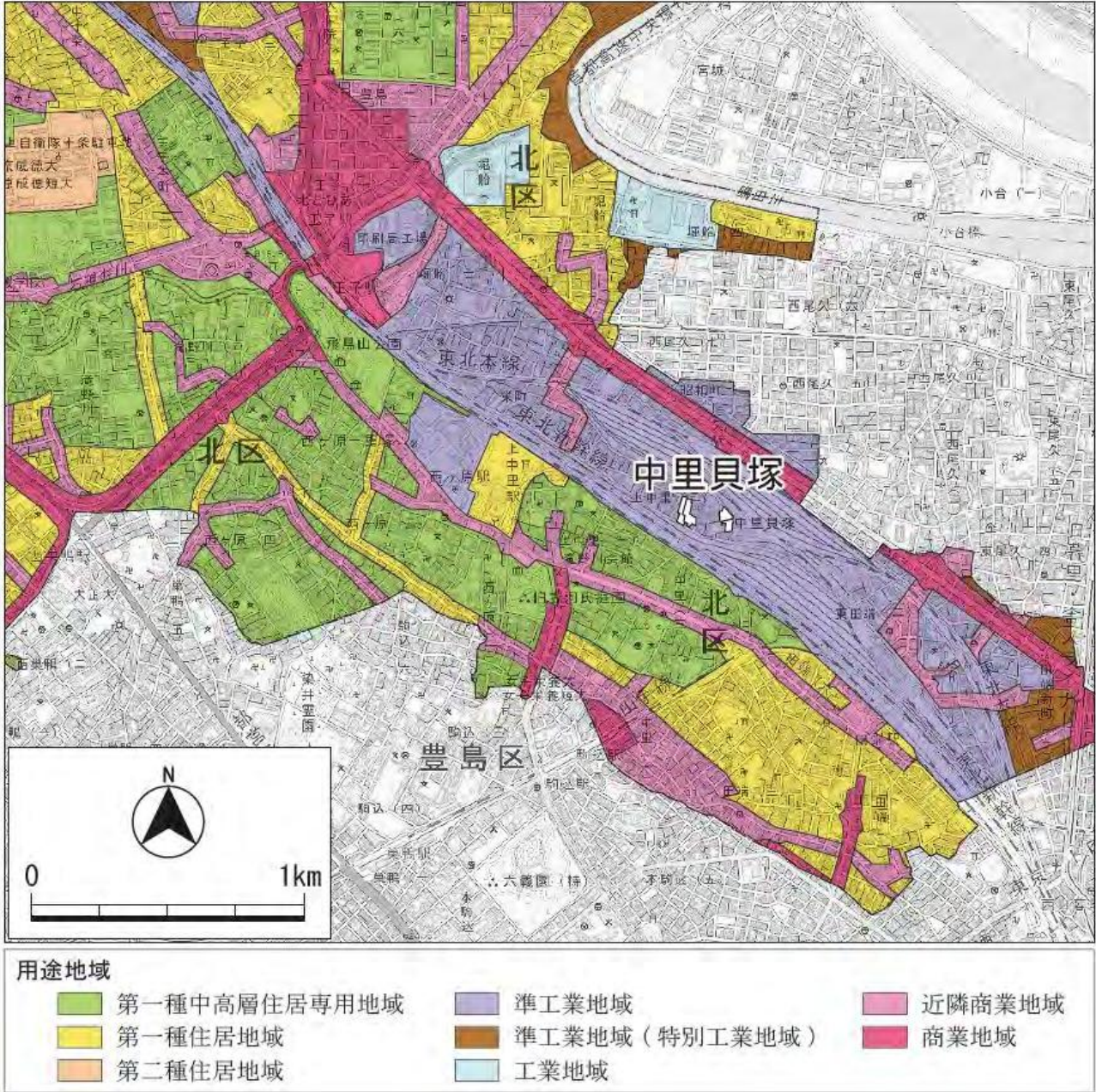


図 中里貝塚周辺の用途地域

●用途地域内の建築物の用途制限

用途地域		第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域
分類	建築物の用途												
住居系	住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
文教系	大学、高等専門学校、専修学校等	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
	図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
宗教系	神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
医療系	保育所等、診療所、一般の公衆浴場	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
	老人福祉センター、児童厚生施設等	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
商業系	病院	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
	ホテル、旅館	×	×	×	×	△	△	○	○	○	○	○	×
	店舗	住宅付属の一定規模以下の店舗・飲食店等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
		一般の店舗・飲食店等	×	△	△	△	△	△	○	○	○	○	△
	事務所	住宅付属の一定規模以下の事務所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		一般の事務所	×	×	×	△	△	○	○	○	○	○	○
	風俗営業等	マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、競馬投票券発売所等	×	×	×	×	△	△	○	○	○	○	△
		カラオケボックス等	×	×	×	×	△	△	○	○	○	○	△
		キャバレー、料亭店等	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×
	車庫	個室付浴場業に係る公衆浴場等	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×
		2階以下かつ300㎡以下のもの（付庫車庫を除く）	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		3階以上又は300㎡を超えるもの	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○
	運動施設等	ボーリング場、スケート場、水泳場等	×	×	×	△	○	○	○	○	○	○	×
	工業系	劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ等の客席部分の床面積の合計が200㎡未満のもの	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	×
		劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ等の客席部分の床面積の合計が200㎡以上のもの	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×
作業場の床面積の合計が50㎡以下の工場で危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ないもの		×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	
作業場の床面積の合計が150㎡以下の自動車修理工場		×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	
日刊新聞の印刷所、作業場の床面積の合計が300㎡以下の自動車修理工場		×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	
作業場の床面積の合計が150㎡以下の工場で危険性や環境を悪化させるおそれが少ないもの		×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	
作業場の床面積の合計が500㎡を超える工場又は危険性や環境を悪化させるおそれがやや多いもの		×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	
危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	
火薬類、石油類、ガス類の危険物の貯蔵、処理の量が非常に少ない施設		×	×	×	△	△	○	○	○	○	○	○	○
火薬類、石油類、ガス類の危険物の貯蔵、処理の量が少ない施設		×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○
火薬類、石油類、ガス類の危険物の貯蔵、処理の量がやや多い施設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	
火薬類、石油類、ガス類の危険物の貯蔵、処理の量が多い施設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	
卸売市場等	卸売市場、と畜場、火葬場、ごみ焼却場、汚水処理場等	原則的には都市計画で位置の指定をつづなければならない											

○ 500㎡以下のものに限り建築可能
 △ 2階以下かつ150㎡以下のものに限り建築可能
 △ 2階以下かつ500㎡以下のものに限り建築可能
 △ 2階以下かつ1,500㎡以下のものに限り建築可能
 △ 3,000㎡以下のものに限り建築可能
 △ 10,000㎡以下のものに限り建築可能
 △ 物販販売店舗、飲食店は建築禁止
 ○ 建てられる用途
 × 建てられない用途

(3) 災害対策基本法（避難場所、避難所など）

【担当窓口：北区危機管理室防災課】

災害対策基本法とは、「国民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって、社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的」とした法律である。北区は平成30年（2018）に改訂版の『東京都北区地域防災計画（震災対策編・風水害対策編）』を策定している。

避難場所とは、地震火災から住民の生命を守るため、火災が鎮火するまで待つ場所であり、東京都震災対策条例に基づき昭和47年（1972）から東京都が指定している。平成30年（2018）6月に第8回の指定見直しを行い、北区内の避難場所は21か所となっている。

史跡指定地周辺の避難場所としては、「JR田端・尾久駅周辺一帯」が指定されているが、操車場のため、通常は立ち入ることができないことから、災害時に近隣住民が速やかに避難できる状況とはなっていない。

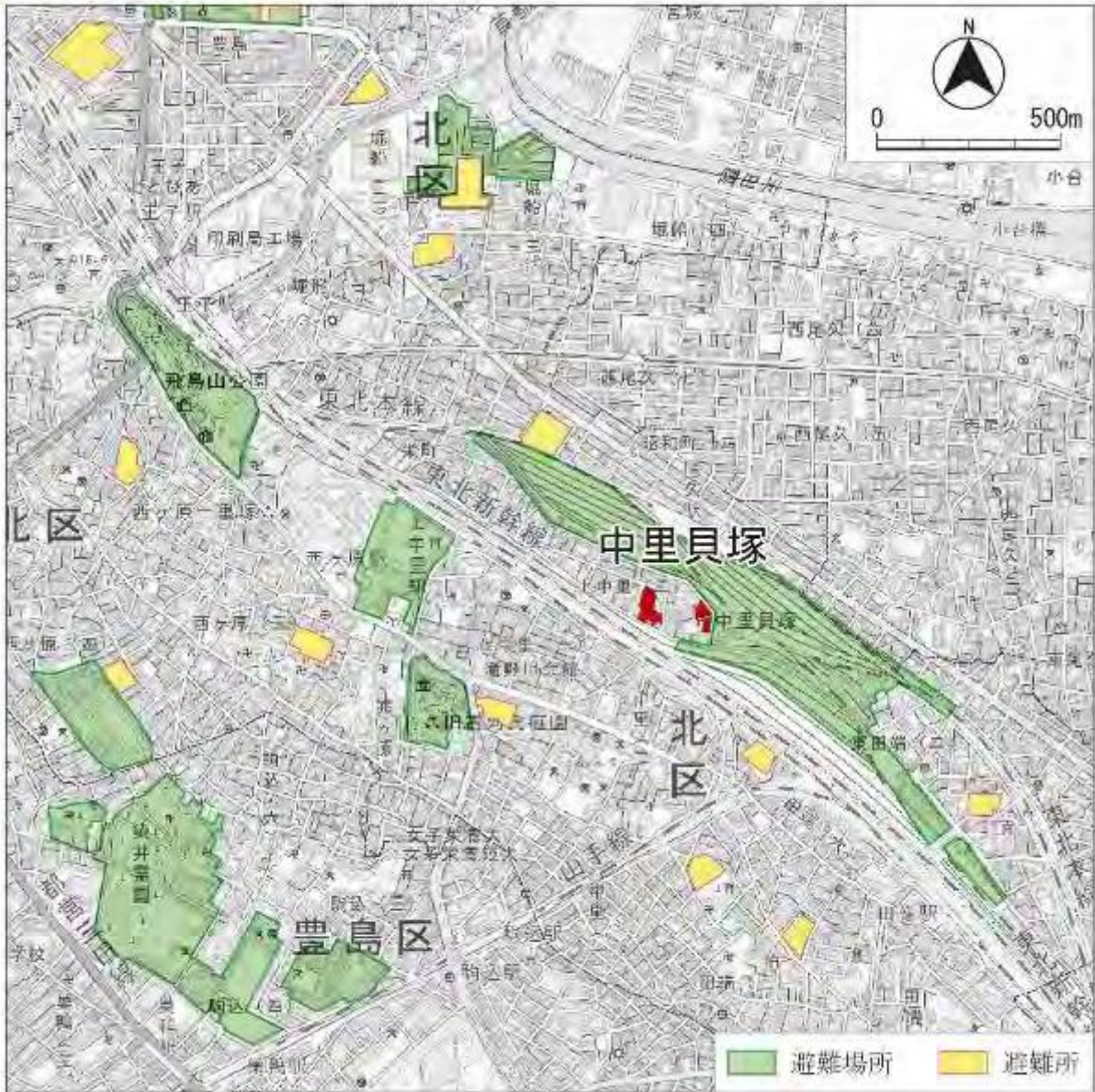


図 中里貝塚周辺の避難場所及び避難所

(4) 東京都屋外広告物条例

【担当窓口：北区土木部施設管理課占用係】

東京都屋外広告物条例では、屋外広告物等を出す（＝屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置する）ことを禁止する必要がある地域や場所を禁止区域（条例第6条）として定めているとともに、街路樹やガードレールなどの屋外広告物を出せない禁止物件（条例第7条）として定めている。また、知事の許可を受けることによって屋外広告物を出せる地域や場所を許可区域（条例第8条）として定めている。

中里貝塚史跡広場は、「公共団体の管理する公園」に該当する。禁止区域、禁止物件及び許可区域の概要は、以下の通りである。

区分	禁止区域・禁止物件	主な適用除外広告物	
	禁止されている地域・場所の例	許可を受けて出せる広告物	許可が不要な広告物
禁 止 区 域	<ul style="list-style-type: none"> ○第1種・第2種低層住居専用地域 ○第1種・第2種中高層住居専用地域 ○田園住居地域 ○特別緑地保全地区 ○景観地区のうち知事が指定する区域 ○旧美観地区*、風致地区 (知事の指定により出せる場所あり) ○保安林 ○文化財保護法の建造物及びその周囲 ○歴史的又は都市美的建造物及びその周囲、文化財庭園等の周囲 ○墓地、火葬場、葬儀場、社寺、教会 ○園、公共団体の管理する公園、緑地、運動場、動物園、植物園、河川、堤防敷地、橋台敷地 ○国立公園・国定公園・都立自然公園の特別地域 ○学校、病院、公会堂、図書館、博物館、美術館、官公署等の敷地 ○道路、鉄道及び軌道の路線用地及びそれに接続する地域で、知事の定める地域（4ページ及び5ページ参照） ○前記に掲げるもののほか、別に知事が定める地域 	<ul style="list-style-type: none"> ○自家用広告物で条件に合うもの（次ページ参照） ○道標・案内図板等の広告物で、公共的目的をもって表示するもの ○電柱等を利用し公衆の利便等の用に供するもの ○知事が指定した専ら歩行者の一般交通に供する道路に表示するもの ○規則で定める公益上必要な施設又は物件に表示するもの 	<ul style="list-style-type: none"> ○自家用広告物で条件に合うもの（次ページ参照） ○他の法令の規定により表示するもの等 ○園又は公共団体が公共的目的をもって表示するもの ○公益を目的とした集会や催し物等のために表示するはり紙、はり札等、広告旗、立看板等、広告幕及びアドバルーン ○自己の管理する土地等に管理上必要な事項を表示するもの ○冠婚葬祭や祭礼のためのもの
	禁 止 物 件	<p>禁止されている物件の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ○橋、高架道路、高架鉄道及び軌道 ○道路標識、信号機、ガードレール、街路樹 ○郵便ポスト、公衆電話ボックス、送電塔、テレビ塔、照明塔、ガスタンク、水道タンク、煙突、無線塔、吸排気塔、形像、記念碑 ○石垣、がけ、土手、堤防、擁壁 ○景観重要建造物、景観重要樹木 ○その他知事の指定物件（パーキングメーター等） <p>はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等のみが禁止されている物件</p> <ul style="list-style-type: none"> ○電柱、街路灯柱、消火栓標識 ○アーチ・アーケードの支柱 	<p>許可を受けて出せる広告物</p>

※景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第1条の規定による改正前の都市計画法第8条の規定により定められた美観地区をいう（以下同じ。）。

（『屋外広告物のしおり』 p.2 を改変）

(5) 景観法

【担当窓口：まちづくり部都市計画課】

景観計画では、北区全域が景観計画区域となっており、景観に関する方針や景観形成基準と特定地区の景観まちづくりの目標及び良好な景観づくりに関する方針や景観形成基準を設けている。

中里貝塚史跡広場、上中里2丁目広場は、一般地区となっており、飛鳥山博物館は景観形成方針地区となっている。対象の行為、規模の場合は、景観形成基準に準じたものとし、事前の届け出が必要となる。



図 景観計画区域の指定

表 届出対象行為・規模

【届出の対象行為・規模】

届出行為	地区区分	届出規模
建築物	一般地区	商業地域：高さ \geq 30m又は延べ面積 \geq 1,200㎡
		近隣商業地域：高さ \geq 20m又は延べ面積 \geq 1,000㎡
		その他の地域：高さ \geq 20m又は延べ面積 \geq 800㎡
	景観形成重点地区	西が丘地区：全ての建築物
		隅田川沿川地区：高さ \geq 15m又は延べ面積 \geq 800㎡
		旧古河庭園周辺地区：高さ \geq 20m又は延べ面積 \geq 800㎡
中央公園周辺地区：高さ \geq 15m又は延べ面積 \geq 800㎡		
工作物	全 域	建築基準法第 88 条に規定する工作物（確認申請が必要な工作物）及び条例規則で定める工作物※1
開発行為	全 域	開発区域面積が 500 ㎡以上

※1：条例施行規則の別表第4を参照してください。

【対象行為】

届出行為	行為内容
建築物	大規模な建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（景観計画の基準に適合していない塗替を含む）
工作物	工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（景観計画の基準に適合していない塗替を含む）
開発行為	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為

4. 史跡の活用状況

(1) パンフレット等

- 史跡に関するパンフレット(2冊)やリーフレット(1冊)、史跡を巡るガイドマップを作成し、博物館等で配布している。
- 『北区のたからばこー北区文化財ガイドブックー』内では北区飛鳥山博物館から七社神社裏貝塚、西ヶ原貝塚を通り中里貝塚を巡る縄文時代の貝塚の息吹を感じられるルートが示されている。



図 史跡のパンフレット



図 北区文化財ガイドブックより

(2) イベント等の開催状況

- 北区飛鳥山博物館では、毎年、小学生等の博物館見学の団体受け入れを実施している。
- 国指定史跡 10 周年記念として平成 22 年（2010）に秋期企画展「奥東京湾の貝塚文化—中里貝塚とその時代—」を開催し、会期中の 11 月 21 日に記念シンポジウム「中里貝塚と縄文社会」を実施した。
- 指定地となっている箇所が発掘調査の際には、現地見学会や地元説明会を実施した。



写真 北区遺跡学講座「中里貝塚」



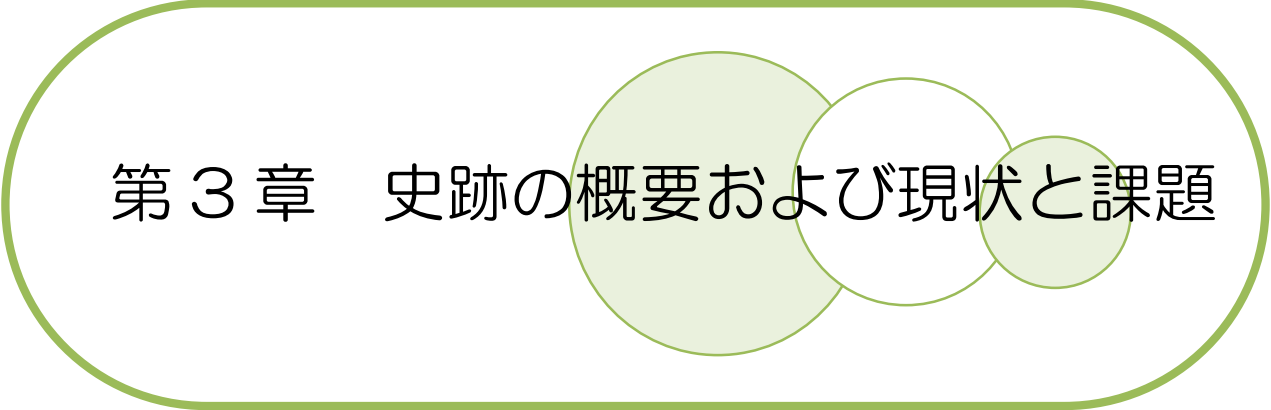
写真 出張授業（小学校）



写真 企画展記念シンポジウムの様子



写真 博物館見学（団体受け入れ）



第3章 史跡の概要および現状と課題

第3章 史跡の概要および現状と課題

3-1 史跡の概要

1. 指定範囲・面積

■指定名称：史跡中里貝塚

■指定年月日（官報告示）：平成12年9月6日

平成24年9月19日 追加指定

■所在地：東京都北区上中里二丁目

(2-19, 2-20, 4-25, 8-3, 8-14, 9-13, 9-14, 8-4, 8-5, 9-3, 9-17)

■指定面積：6,248.49㎡

■指定理由：

最大で厚さ4.5メートル以上の貝層が広がる、縄文時代の海浜低地に営まれた巨大な貝塚。焼石を投入して水を沸騰させて貝のむき身を取ったと考えられる土坑や焚き火跡、木道などが確認されている。生産された大量の干し貝は、内陸へ供給されたものと想定され、縄文時代の生産、社会的分業、社会の仕組みを考える上で重要である。

(※月刊文化財掲載の指定説明文は、巻末資料に記載予定。)



図 史跡指定地の地番図

2. 土地所有状況・公有化の経緯

東西2箇所に分かれる史跡指定地は、いずれも公有地である。

東側指定地は、北区が公園用地として土地を取得し、史跡指定前には公有地になっていたものである。中里貝塚の調査履歴と公有化の経緯を以下の表に示す。

	中里遺跡 (中里貝塚)	中里貝塚(史跡指定地) / 合計面積: 6,248.49㎡		
		A地点	B地点	J地点
		2,177.45㎡ 2-19, 2-20, 4-25	2,256.25㎡ 8-3, 8-14, 9-13, 9-14	1,814.79㎡ 8-4, 8-5, 9-3, 9-17
明治19年 (1886)	白井光太郎が「中里村介塚」として『人類学会報告』に初めて報告			
明治27年頃 (1894頃)	鳥居龍蔵・佐藤傳蔵の調査			
昭和33年 (1958)	和島誠一のトレンチ調査	(和島トレンチ)		
昭和57年 (1982)	東北新幹線事業に伴う試掘調査を実施(中里遺跡)			
昭和58年 (1983)	“東北新幹線中里遺跡調査会”・“中里遺跡調査団”設立、本調査を実施			
昭和59年 (1984)	東北新幹線事業に伴う本調査が終了(中里遺跡)			
平成2年 (1990)	上中里2-45(老人ホーム)と東田端2-20(東日本旅客鉄道本社ビル)の発掘調査	最大厚 約4.5m の貝層を検出		
平成8年 (1996)	北区が公園用地として取得した“上中里2丁目広場”の発掘調査 10/12、10/19: 現地説明会を開催 11/13: 天皇后両陛下が御見学	A地点の調査		
平成9年 (1997)	7/14: 『中里貝塚一発掘調査概報-』を発行			
平成10年 (1998)	3/2: 貝塚町会館にて地元説明会を開催 上中里2-6-9, 2-8-3, 2-4の確認調査	12月11日: 工事着手		
平成11年 (1999)	工場移転に伴う開発計画の事前調査(B地点)	4月1日: 広場の開園	B地点の調査	
平成11年度末			3月15日: 公有地化	
平成12年 (2000)	上中里2-6-2, 2-11-3, 2-18-2, 2-4, 2-10-13の確認調査 10/21~11/19: B地点を再発掘し、貝層を一般公開 10/25: 史跡のパンフレット・小冊子を発行	9月6日: 国史跡に指定		
平成13年 (2001)	1/15~3/9: B地点の暫定整備(側溝・門扉等)			
平成16年 (2004)	9/22~12/15: B地点の園路等整備(園路・散水栓等)			
平成20年 (2008)	9/10~9/30: B地点の道路段差解消(アスファルト舗装・境界標設置)			
平成22年 (2010)	10/23~12/5: 国史跡指定10周年記念の企画展“奥東京湾の貝塚文化”を開催 11/21: 企画展の会期中にシンポジウム“中里貝塚と縄文社会”を開催			
平成23年 (2011)	製油工場の解体工事に伴う確認調査(J地点)			J地点の調査
平成24年 (2012)				9月19日: 追加指定 11月2日: 公有地化
平成25年 ~平成26年	9/21~3/31: J地点の史跡広場拡張整備(フェンス・擁壁・門扉・側溝・植栽)			
平成29年 (2017)	中里貝塚の『総括報告書』を刊行			
平成29年度 ~令和元年度		保存活用計画策定(予定)		

3. 調査の概要

中里貝塚では、これまでに12地点で調査を実施し、貝層の分布範囲などを確認しているが、特徴的な遺構等が検出された2箇所（A地点・B地点）の調査成果は次の通りである。

調査地点名	事業名	発掘調査期間	調査面積	調査者
第1地点	東北新幹線敷設	1983.6.27～1984.10.3	24,000㎡	東北新幹線中里遺跡調査会
第2地点	老人ホーム建設	1990.7.1～1991.1.19	1,700㎡	中里遺跡調査団
A地点	公園整備	1996.7.24～11.21	1,100㎡	中里遺跡調査団
	防火水槽	1996.12.6～1997.1.24	23㎡	中里遺跡調査団
	学術調査(杭区)	1996.12.6～1997.2.5	50㎡	北区教育委員会
	学術調査	1998.9.28～10.9	13㎡	北区教育委員会
B地点	マンション建設	1999.9.8～2000.1.15	650㎡	中里貝塚遺跡調査会
	確認調査(北側)	1999.9.28～10.18	60㎡	北区教育委員会
C地点	確認調査	1998.8.10～8.14	11㎡	北区教育委員会
D地点	確認調査	2000.6.27・28	9㎡	北区教育委員会
E地点	確認調査	1998.8.10	8㎡	北区教育委員会
F地点	確認調査	2000.8.14～8.18	4㎡	北区教育委員会
G地点	LPG貯槽設置	2000.9.1～9.18	72㎡	中里遺跡調査会
H地点	下水道工事	2000.9.27～10.4	31㎡	北区教育委員会
I地点	確認調査	2000.11.10	2㎡	北区教育委員会
J地点	確認調査	2011.6.20～7.25	281㎡	北区教育委員会
K地点	確認調査	2014.11.25～12.5	85㎡	北区教育委員会
L地点	確認調査	2015.2.12～3.6	47㎡	北区教育委員会



図 調査地点位置図

(1) 指定地東側 (A地点) 【上中里第2丁目広場】

貝層は塚状の堆積を呈し、南北幅約30~40mの塚状の高まりが東西方向に延びる。貝層の層厚は4.3~4.5mを最大厚となっている。層序は大きく3層に分けられ、貝層の下層はマガキ主体層、中層ではハマグリ・マガキの互層が際立ち、ハマグリが含まれる頻度が増す。上層はハマグリ純貝層を覆うように再びマガキが堆積している。また、標高3.5mを境に上部の貝層中には、無数の焼き火址が検出されている。



写真 マウンド状に堆積する貝塚



写真 4.5mにも達する貝層

(2) 指定地西側 (B地点) 【中里貝塚史跡広場】

木道が1本の丸木が半截された状態で、波食台に形成された窪みにすっぽり収まるように出土した。

土坑は木道の根に接し、波食台を楕円形に掘り込んで造られていた。規模は南北方向の長軸が3.2m、短軸1.7m、最深0.5mを測り、土坑内から300点を数える礫が出土している。このうち87点は軽石凝灰岩で、その特徴から土坑内に持ち込まれた人工遺物であると推定した。

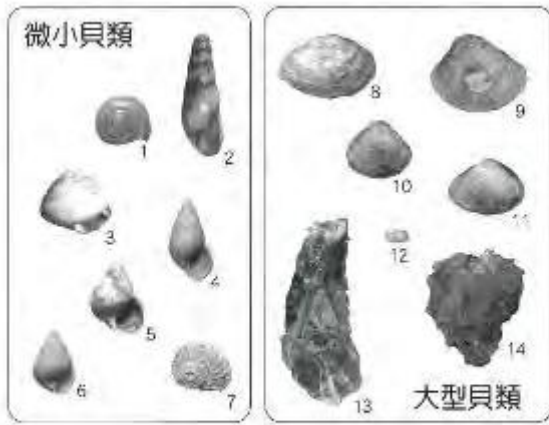
縄文土器が11点出土し、これは木道、土坑と同時期に利用されたものと考えられる。



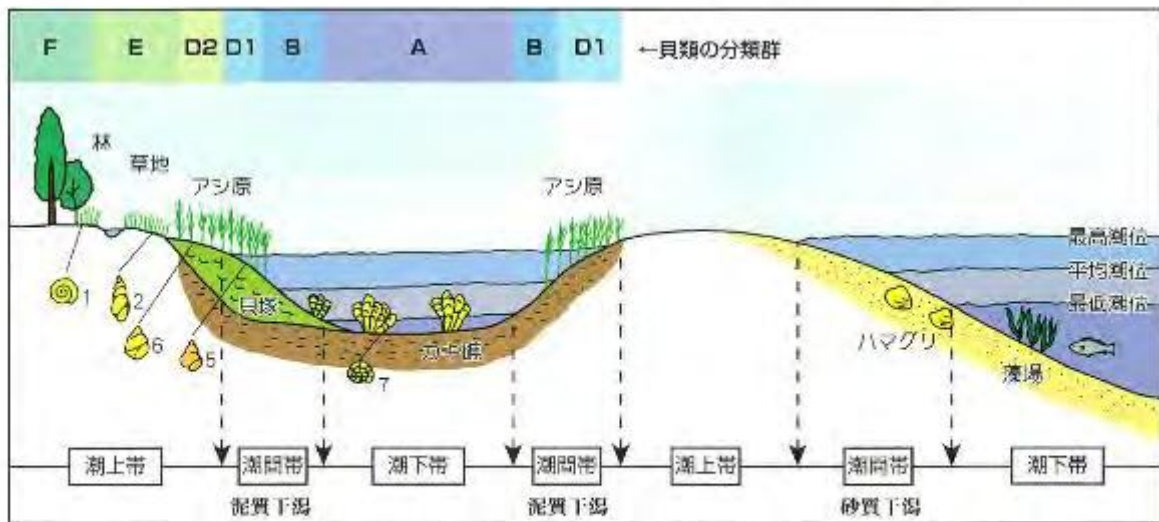
写真 貝層中から出土した縄文土器



写真 木道



泥質干潟とアシ原（千葉県夷隅川河口干潟）



1.ヒメバシコウマイマイ 2.ハジメカチヨウシガイ 3.キビガイ 4.クヂキガイモドキの一種 5.カワゾウシヨウガイ
6.コシダカワザンシウ 7.オコギガイ 8.オオノガイ 9.ハマグリ 10.シオフキ 11.ウマガイ 12.ウナシトマテ 13.マガキ 14.アカニシ

図 中里貝塚周辺の環境と貝類の分布（『国指定史跡 中里貝塚2』より引用）

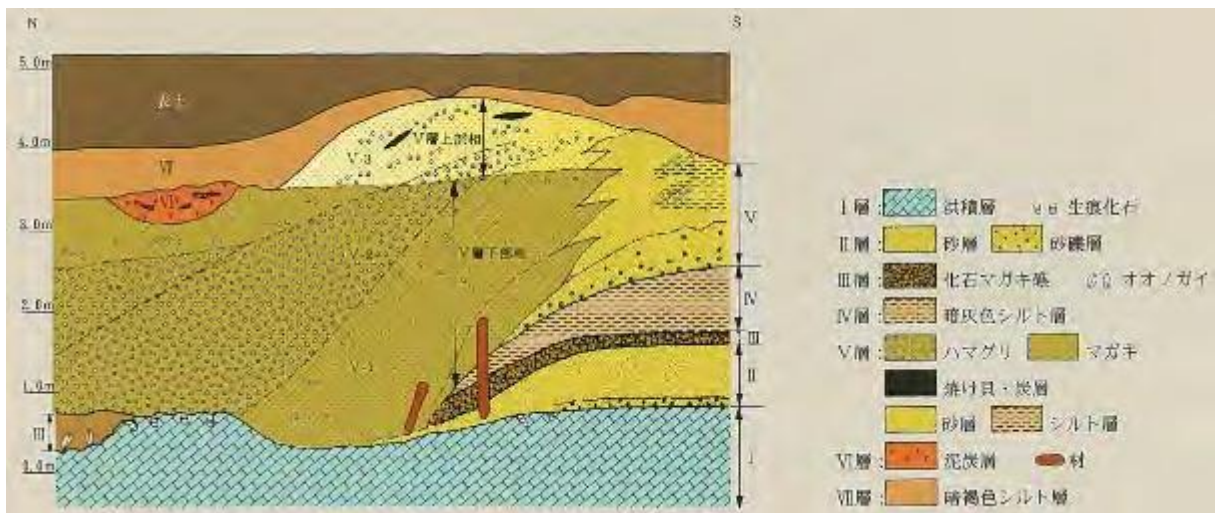


図 中里貝塚周辺の基本層序模式図（『奥東京湾の貝塚文化』 p. 29 より引用）

3-2 史跡中里貝塚の本質的価値の把握

中里貝塚は、縄文時代中期から後期初頭の海浜部に形成された大型の貝塚である。貝塚は立地や出土遺物（食資源の残滓などを含む）の違い、居住地か否かなどによって「ムラ貝塚」と「ハマ貝塚」という類型に区分される。中里貝塚は「ハマ貝塚」を代表する貝塚であり、縄文時代の生産や流通から社会構造や地域的な分業体制などを考える上で不可欠の遺跡である。

都心部に残る貝塚の中里貝塚が有する本質的な価値について、令和元年度の保存活用計画にて以下の5点に整理している。

① 貝塚利用に特化した場

中里貝塚で検出された遺構は、貝層の他には木枠付土坑や焚き火址の貝類の剥き身処理に関わるものに限られ、居住施設はみられない。出土遺物は、土器や石器などの人工遺物が少なく、貝類以外の動物遺体は獣骨類がなく、魚骨もごく微量であった。中里貝塚では狩猟活動は見られず、漁労活動も採貝以外は極めて低調であった。

このことから、中里貝塚は貝類利用に特化した場であり、活動の限定性が顕著で、「ハマ貝塚」の典型的な特徴となっている。

② 専門性の高さを物語る貝塚

貝種はマガキとハマグリに限定し、しかも大型個体が選択的に採貝されている。マガキとハマグリは採貝季節が異なり、食材の旬を意識した資源の利用形態が見て取れる。マガキとハマグリは採貝季節が異なり、食材の旬を意識した資源の利用形態が見て取れる。マガキとハマグリは採貝季節が異なり、食材の旬を意識した資源の利用形態が見て取れる。また、大型個体の均質的なサイズを維持するため、生産者集団の計画的な資源管理が予測できる。

中里貝塚で組織的に行なわれたマガキとハマグリは、このような専門性の高さを物語っている。

③ 国内最大規模を誇る貝層の分布範囲

中里貝塚の貝層は、東西方向に長さ700m、幅100m以上の広い範囲に分布し、貝層の中心部分の層厚は2.0~4.5mと厚い。帯状に連なる貝層の形状は、「ムラ貝塚」にみられる馬蹄形や環状とは大きく異なる。また、貝層の面積は6万㎡以上と推定され、その総体積は関東地方の最大級とされる東京湾東岸の大型貝塚と比べ、隔絶した規模を有している。その要因は、縄文時代中期中頃から後期初頭にかけて約800年間に亘る、継続期間の長さとも規模の大きさによるものである。

このように、中里貝塚の貝層規模は国内で最大規模であり、他に例を見ない。

④ 海浜部の景観を復原できる縄文貝塚

中里貝塚は、縄文時代中期の海岸線に大量のマガキとハマグリを廃棄し続けた結果、干潟を埋め立てて形成された貝塚である。その立地は、海退が進んだ縄文時代中期に形成された田端微高地という砂洲の北西辺に面している。中里貝塚北側には内湾が広がり、マガキやハマグリが生息する泥質干潟や砂質干潟の水域環境になっていた。

中里貝塚は、各種分析を通じて当時の立地や環境を明らかにすることが可能な、多くの情報を包摂する貝塚である。

⑤ 内陸部集落へ供給する拠点となる貝塚

中里貝塚で生産された膨大な量の干貝は、石神井川など武蔵野台地を刻む河川流域の集落遺跡群に供給されたものと考えられる。これら内陸部集落の需要の高まりと軌を一にするように、干貝の生産加工が専門的に行なわれた中里貝塚は、生産と流通の拠点となる貝塚として位置づけられる。このことから、沿岸部の漁労集団と内陸部の狩猟・採集集団は地域的な分業体制を敷き、両者間で食料物資などを交換することで、陸海の多様な資源環境を利用する広域的システムを構築していたと推定できる。

中里貝塚は、東日本に展開した縄文時代という定住化社会において、高度な水産資源の利用形態を象徴的に示す「ハマ貝塚」であり、自給自足を超えた集団間の互惠関係がもたらす縄文社会を考える上でも重要である。

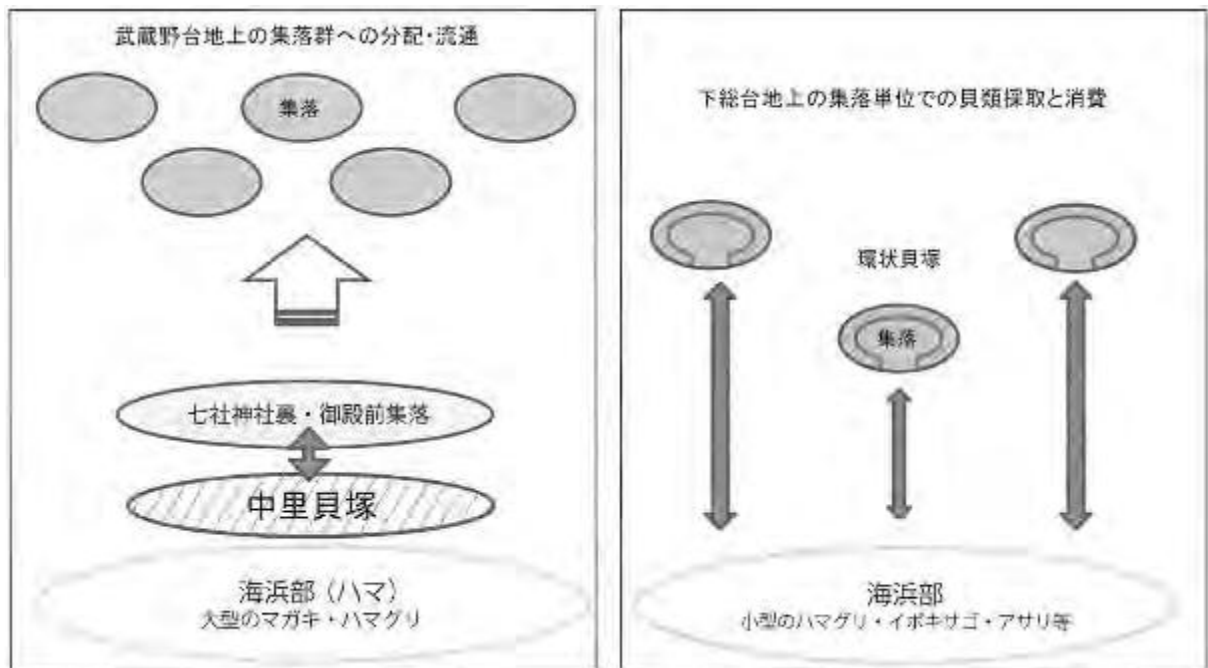


表 史跡指定内の諸要素

構成する要素	最大厚 4.5m の貝層、木道、土坑、焚き火跡、貝層に打ち込まれた杭、作業空間としての砂堆(木枠付土坑を含む)、波食台地形、地下に埋蔵されているその他の遺構や遺物、北区飛鳥山博物館に展示・収蔵されている貝層の剥ぎ取り標本や出土遺物	
本質的価値に密に関わる要素	史跡の保護に有効な要素	史跡標柱、史跡の解説板、境界標
それ以外の要素	史跡の保存活用に有効な要素	住宅密集地のオープンスペース、ベンチ、屋外卓、公園灯、金網柵、フェンス扉、分電盤、トイレ、水飲み台、植栽
	史跡保護のために調整が必要な要素	公園の看板、町会の掲示板、防球ネット、時計、防災倉庫、防火水槽、資機材庫、ゴミ箱、ブロック敷、集水枡、側溝、植栽（地下遺構に影響を及ぼすおそれのある高木など）

表 史跡指定地外の諸要素

構成する要素	最大で長さ 700m、幅 100m に広がる貝層、作業空間としての砂堆、地下に埋蔵されているその他の遺構や遺物	
本質的価値に準ずる要素	江戸前期～明治期の貝殻を材料とした産業（胡粉・焼石灰）、古代に遡るとみられる道路、中世板碑、古墳（人物埴輪・刀子・玉類）	
本質的価値に密に関わる要素	中里貝塚の当時の姿を理解する上で重要な要素	中里遺跡（丸木舟、集石遺構など）、高台の集落（七社神社裏貝塚、御殿前遺跡、西ヶ原貝塚、東谷戸遺跡など）、当時の活動の場を想起させる地形（田端微高地、飛鳥山微高地）
それ以外の要素	史跡保護のために調整が必要な要素	中里貝塚に広がる宅地、道路、鉄道敷地など

3-3 課題の整理

作成中

作成中

第4章 基本理念・基本方針の策定

第4章 基本理念・基本方針の策定

4-1 基本理念及び整備目標の設定

今後作成予定

第5章 整備基本計画の策定



第5章 整備基本計画の策定

5-1 ゾーニング・全体配置計画

